

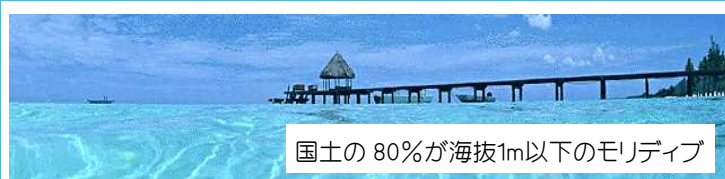
NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2015/9/15 8号

発行：非核の政府を求める京都の会

■気候ネットワーク/京都府が再生可能エネルギー基本条例を制定



■NPO法人 山科市民共同発電所



連載 自然再生エネルギーに挑戦する人々

—目 次—

自然エネルギー促進における自治体の役割	
―地域自然エネルギー基本条例から見る―	2～3 頁
豊田 陽介(気候ネットワーク主任研究員)	
連載「自然再生エネルギーに挑戦する人々」⑦太陽光発電	4～5 頁
NPO 法人山科市民共同発電所	
今年も原爆展、平和行進、核兵器禁止条約署名などでお世話になり、ありがとうございました。	
原水爆禁止国民平和行進京都実行委員会	5 頁
連載「原発のない日本を求めて、講演行脚⑦	6 頁
核ゴミ置き場に狙われている京都―「使用済み核燃料中間貯蔵施設」―	
連載「NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い」⑧	7 頁
平和首長会議、非核宣言自治体協議会加盟都市がまず行動を起こそう！	
議員・理事者が原爆資料館で学び、議会で被爆者の体験を聞く場を	

自然エネルギー促進における自治体の役割

―地域自然エネルギー基本条例から見る―

豊田 陽介(気候ネットワーク主任研究員)



■自然エネルギー基本条例と自治体における地域エネルギー政策の位置づけ

近年、自然エネルギーを地域づくりに活かす取組が、日本各に広がりを見せている。憲法第94条によって地方自治体は、法律の範囲内で条例を制定できることが保障されている。この条例を自治基本条例と呼び、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例である。1997年に施行された大阪府箕面市の「まちづくり理念条例」が最初と言われ、その後全国の自治体で様々な自治基本条例が制定されていった。この自治基本条例を活用し、自治体の自然エネルギー利用に関する基本方針を示したのが自然エネルギー基本条例(再生可能エネルギー基本条例)である。



2008年以降、京都議定書の目標達成期間が始まったことや2008年6月の地球温暖化対策推進法の改正を受けて、都道府県及び特例市以上の自治体に対し、従来の地球温暖化対策実行計画(地域推進計画)に相当する新地方公共団体実行計画の策定が義務づけられたことで、2009年以降、実行計画の見直しや改定が行われた。また、国の施策として、環境モデル都市や環境未来都市といった高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を国が選定し、その実現を支援する事業なども始まり、自治体の温暖化対策における役割や期待は拡大していった。さらに2011年3月の東日本大震災の影響による福島第一原発の事故によって、環境・エネルギー政策は日本の大きな課題となり、同時に自治体にとっても喫緊の政策課題になりつつある。

NPO 法人気候ネットワークでは、都道府県や市町村における温暖化対策やエネルギー対策の進捗状況や課題などについて把握することを目的に、2013年1月から3月にかけて、全国の都道府県、

政令市、近畿圏の全市町村を対象にアンケート調査を行なった。その結果、「自治体にとっても地域単位での独自のエネルギー政策について検討していくことは、今後の政策課題として重要であるか」との設問に対して、「たいへんそう思う(26.8%)」、「そう思う(43.6%)」を合わせると70%以上が重要な政策課題であると捉えていた。特に政令市で90%以上、都道府県では85%以上と、市町村(59.8%)に比べて高い割合を示した。同様に「地域単位で省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用などを進め、地域でのエネルギー自給率向上に取り組むことも自治体の役割であると考えるか」との設問についても、「たいへんそう思う(26.8%)」、「そう思う(47.5%)」を合わせて、74.3%がエネルギー自給率向上に取り組むことを自治体の役割として捉えていた。

このように3.11を経て、日本の自治体においてもエネルギー政策を自らの領分として捉え直し、自然エネルギーの活用を考え始めるようになっている。また、自然エネルギーの活用は、地域の活性化や地域課題の解決、自治意識の向上にも寄与することから、人口減少により将来の存続が危ぶまれる自治体にとっても魅力的な側面があるといえる。

■地域自然エネルギー基本条例の広がり

自治体の自然エネルギー普及における役割としては、自らが導入主体になることに加えて市民や事業者による導入支援がある。自治体による自然エネルギー普及のための具体的な支援政策としては、太陽光発電などの自然エネルギー機器導入への助成や利子補給、情報提供、設置場所の提供などが挙げられる。再生可能エネルギー電力に対する固定価格買取制度(2012年7月施行)の開始に伴い、事業採算性が確保しやすくなったことにより地域においてもメガソーラーのような大規模開発が進むようになってきた。そういった中、自治体として自然エネルギーをどのように利活用していくべきなのか、そのルールを示すことが自治体の役割として新たに求められるようになってきた。こうした状況に対応する新たな政策が、地域自然

エネルギー基本条例（地域再生可能エネルギー基本条例）である。



地域自然エネルギー基本条例を最初に制定した自治体が、湖南省（滋賀県）である。湖南省では、2011 年度から「緑の分権改革プロジェクト」に取り組んでいた。この事業は地域にある資源（人材（ヒト）・資源（モノ）・資金（カネ））が地域から都市部へ流出している中央集権型の社会構造から、地域にある資源は地域の中で回していこうという取り組みで、自然エネルギーの利活用はその重点プロジェクトの 1 つとして位置づけられていた。こうした中、固定価格買取制度導入をきっかけに、湖南省では 2012 年 9 月に「湖南省地域自然エネルギー基本条例」を制定した。地域に降り注ぐ太陽光などの自然エネルギーは地域固有の資源であることを宣言し、地域経済の活性化に役立てるために活用していこうというものだ。こうした自然エネルギー利用の考え方を示した条例は全国では初めてで、地域の自然エネルギー活用を先駆的に取り組みを進めていくための新たな方策として全国からも大きな注目を集めることになった。

この湖南省の条例制定をきっかけに、その後、再エネ政策推進に関する条例を制定する自治体は増加している。例えば、土佐清水市（高知県）、洲本市（兵庫県）、宝塚市（兵庫県）、湖南省（滋賀県）、新城市（愛知県）、多治見市（岐阜県）、飯田市（長野県）、小田原市（神奈川県）、八丈町（東京都）など、現在 20 以上の自治体が同様の条例制定を行っている。

これらの条例に共通する部分としては、「前文：制定の趣旨」、「条例の目的」、「用語の定義」、「基本理念」、「市の役割」、「市民の役割」、「事業者の役割」、「連携の推進」などが条文として制定されていることである。特徴的なものとしては、飯田市の「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」が挙げられる。飯田市の条例では、地域住民、コミュニティが主体となった自然エネルギー事業を積極的に支援する方針や具体策まで条例で明記している。

■京都府再生可能エネルギー条例の制定

このように自然エネルギー基本条例が広がりを見せる中、京都府でも「京都府再生可能エネルギー

一の導入等の促進に関する条例」を 2015 年 7 月に制定（2015 年 7 月 13 日一部施行、2015 年 10 月 1 日一部施行、2016 年 1 月 1 日全面施行）した。京都府では、再生可能エネルギー（再エネ）の供給量の増大等を図り、地球温暖化対策の推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指すことを条例のねらいとしている。

主な内容としては、税制の優遇等により再エネ導入団体等を積極的に支援していくことを示していることである。例えば、地域住民と協働して再エネ設備の導入を支援する団体への優遇措置として、法人府民税（均等割）と不動産取得税の免除等が記載されている。また、再エネ設備と蓄電池等を同時に導入する中小企業者等への優遇措置として、計画に基づく設備取得に係る法人・個人事業税の減免や、再エネ設備導入に係る個人向け融資制度を規定している。

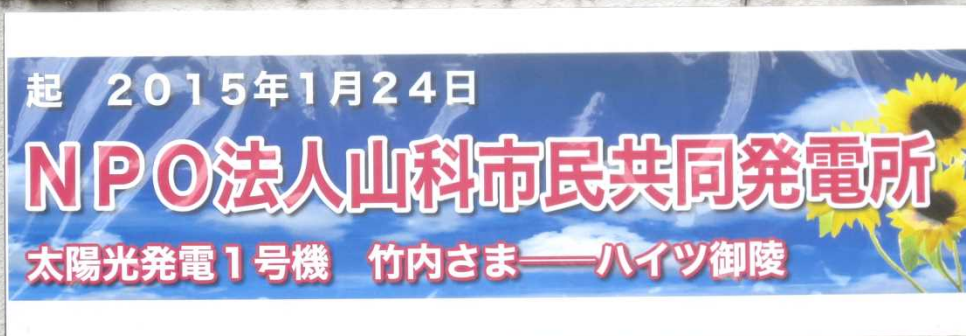
この他、地球温暖化対策条例の中でこれまで規定していた、大規模建築物の新築・増築時の再エネ導入（義務）や、建築物への再エネ設備の導入、建築主に対する建築事業者の情報提供（努力義務）が、再エネ条例に移管された。

京都府の再エネ条例は、市町村の条例に比べその範囲や役割が異なることから、市町村条例に見られるような自然エネルギーが地域固有資源であることを宣言する文言は見られないものの、具体的な施策として「第 3 節 地域協働による施策」や「第 4 節 認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に係る施策」で、地域と協働した再エネ事業に対する優遇施策を設け、地域性への配慮を行っている。現時点では、京都府の条例制定に続く都道府県単位での条例制定に関する動向はまだ見られないが、今後、湖南省の政策が全国に伝播していったように、都道府県単位における条例の先駆けになることが期待される。

以上



↑ 気候ネットワークHPより

連載 「自然再生エネルギーに挑戦する人々」**⑦太陽光発電**

京都市山科区で、民間アパートの屋根を使った太陽光発電が今年の1月から動き出しています。3月に法人格も取った「NPO 法人山科市民共同発電所」の取り組みを、理事長の高山三千男さん、監事の田中立美さん、会員の竹内昭夫さんに、非核の政府を求める京都の会事務局の市川、長谷川、伊藤が、太陽光パネルが設置されているアパート1階の集会室でお聞きしました。



高山理事長さん

原発を見直そうとの思いから

山科の住宅街の一角にあるアパートの屋根に太陽光パネルが設置されています。下から見てもパネルは見えませんが、アパートの横壁には発電量がわかる売電メーターを見ることができます。

2011年3月11日東日本大震災の福島第一原発事故を通して、ひとたび原発事故が起これば放射能汚染で暮らしや健康、地域が壊れてしまうとの思いから「原発ゼロ・山科の会」ができました。山科の会では、原発をなくすためには何をすればいいのかと模索し、まず学習を始めました。

学習と見学から再生可能エネルギーの推進が必要

本誌4号でも取り上げた、地域自然エネルギー基本条例を制定し、市民への啓発や学習の場を広げ市民への連続講座も行って、市民共同発電を推進する滋賀県湖南市の太陽光発電への見学。城陽市への見学。さらに、日本環境学会会長も務められた和田武先生の再生可能エネルギーに関する講



演会など開催し、学習を積み重ねました。そして、再生可能エネルギーに取り組み、再生可能エネルギーを増やすことが原発をなくすことに繋がるとの思いが会員の中に強まり、その思いが山科にも



市民共同の発電所をつくらうとの声に広がっていききました。

「そうは言っても、わたしたちに発電所をつくれるのかという思いもありました」と理事長の高山さんが話を進めます。「どうしたらいいのか、手探りの中で進みました。まず、場所はどうか、資金はどうか、運営はどうかなど多くのことを考えなければなりませんでした。」

試行錯誤の中で、山科に市民共同発電所が

「ゼロの会のメンバーに出資してもらい、太陽光パネルを設置し、その借入金は12年で返済するというので進め、40人が出資してくれました」と



監事の田中さん

監事の田中さんが説明しました。太陽光発電の代理店にいくつか見積もりを出してもらい、代理店を決めましたが、場所の選定が難航しました。屋根の大きさや形状、

耐震性などで転々としたのですが、最後は竹内さんが持っているアパートに落ち着きました。「このアパートはもともと耐震性を考えて建ててあったので丈夫でしたが、まさか自分のところとは」と竹内さんが語りました。

こうして、山科に市民共同発電所が設置されました。アパートの屋根が南北に面しているの、北側の屋根には3分の1ほど、南側の屋根には全

面に、太陽光パネル 42 枚が設置されています。現在、10.5kW で全量売電し、出資者には毎年元本と利息をつけて返済する予定です。



会員の竹内さん

市民共同発電所の取り組みは、市民自身が主体的にまちづくりの一翼を担う活動の第一歩としても位置付けられています。いま、NPO 法人山科市民共同発電所では1号機に次ぐ、2号機をつくろうと考えています。高山さんは言います。「NPO でつくるだけではなく、個人個人が自分の家の屋根につけるのも運動ではないかと思っている」と、原発ゼロに結びつける次なる運動を模索しています。



今年も原爆展、平和行進、核兵器禁止条約署名などでお世話になり、ありがとうございました。

広島・長崎の被爆から 70 年を迎えた今年の原水爆禁止国民平和行進は、6 月 21 日から 7 月 11 日にかけて京都のすべての自治体を訪問・行進し、懇談しました。ほとんどの自治体から暖かい激励のあいさつ、メッセージをいただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

4 月 27 日から 5 月 22 日まで、ニューヨークの国連本部で開かれた 5 年に 1 度の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、残念ながら一部の核保有国などの反対で最終合意には至りませんでした。国連、各国政府、平和首長会議をはじめとした自治体、市民社会（NGO）の運動の発展を反映して、重要な成果をあげることができました。「核兵器のない世界」へ核兵器禁止条約などの法的拘束力のある措置を求める声が多数を占めるとともに、人道的見地から核兵器禁止を求める声もひろがり、核保有国を追いつめました。

今年の行進では、NPT 再検討会議の成果を受けて、全自治体に対し、被爆 70 年という節目の年にふさわしく、核兵器の非人道性を告発する原爆（写真）展の開催、高齢化がすすむ被爆者への援護施策の推進、被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に対して「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」決議・意見書の採択、核兵器

禁止条約の交渉開始を求める署名への賛同、かつてない反対運動がひろがっている安保関連法案への反対表明などを求め、懇談しました。平和行進や非核の政府を求める京都の会のはたらきかけのなかで、京都では平和首長会議への加盟が年々増え、23 市町村に広がっています（未加盟は 2 市 1 町）。自治体での原爆（写真）展も広がりを見せています。

今年の行進には、のべ 3,600 人の府民が参加し、町長さん、議長さんなど自治体関係者の方も一緒に歩いていただきました。ひきつづき核兵器全面禁止・廃絶という共通の願いにたって、自治体のみなさんと何ができるのかを一緒に考えていきたいと思います。



京田辺市役所に到達した平和行進(6月24日)

（原水爆禁止国民平和行進京都実行委員会
事務局長 小杉 功）

連載：原発のない日本を求めて、講演行脚⑦

核ゴミ置き場に狙われている京都 —「使用済み核燃料中間貯蔵施設」— 市川章人(元京都府立高校教諭)

今年は京都府北部での学習会に頻繁に出向いた。原発の新規制基準が、実は原発推進のための基準であり、また、新たな核施設の建設が京都北部で狙われていることを知ってもらうためである。

■過酷事故前提で再稼働させる新規制基準

原子力規制委員会は原発に関して従来とは考え方を転換した。重大事故は絶対起きないから原発を使うとした立場を反故にし、「対策をとっても重大事故は起こりうる」と公言し、それでも稼働させるとした。従って新規制基準は既存原発を稼働させるためにあらゆる手立てを盛り込んだ。

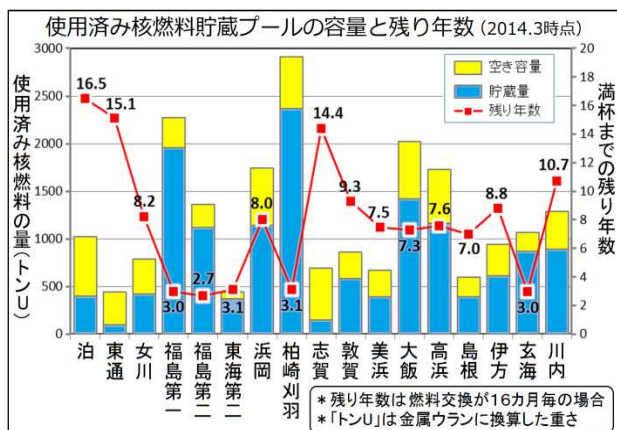
その典型の一つが、基準地震動を上げたにもかかわらず原子炉本体の耐震強化を求めなかったことである。二つ目は、敷地境界における被ばく線量の規制を完全撤廃したことにある。放射性物質の漏れに対して「抑制」努力さえすれば、いくら漏れてもよいことになった。これらが「基準に適合しても絶対安全とは申し上げない」という田中規制委員長の無責任発言と完全にリンクする。

■再稼働してもこのままでは直ぐ止まる

欺瞞的な新規制基準の適用を進める裏で、もう一つの稼働のための準備が進められている。

今、全国の原発は、敷地内の使用済み核燃料貯蔵プールが満杯に迫り、再稼働しても燃料交換ができずにすぐに運転が止まる事態に直面しつつある(グラフ：資源エネルギー庁資料に基づく)。

使用済み核燃料の送り先であった青森県「六ヶ



所再処理工場」は20年以上トラブルが続き、未だに本格稼働しない。原発稼働続行には敷地外に新しく中間貯蔵施設が不可欠になったのである。

■使用済み核燃料は最も危険な放射性物質

核燃料を燃やせば自然にない放射性物質が300種以上でき、放射能の強さは1年間で1億倍になり、ウラン鉱石レベルに下がるのに約10万年かかる。取り出し直後の燃料棒の放射線はすさまじく、3~5年間は水冷が必要な発熱量である(この失敗が福島原発の爆発に進展)。この後に中間貯蔵施設に移すとはいえ、特殊な危険物質を最大50年、3千トン(原発30基分)も貯蔵する。しかも再処理工場の破たんて「中間」は「永久」に変わる可能性が大である。

■関西電力の狙う使用済み核燃料中間貯蔵施設

東京電力は、福島事故前にもつ市に「リサイクル燃料備蓄センター」と呼ぶ施設を建設した。

関西電力も7年ほどで満杯になる。関電八木社長は中間貯蔵施設の候補地について2014年に「福井県以外、港に近く敷地が広い、例えば関電の発電所敷地内」と公言した。地図をみれば有力なのは宮津エネルギー研究所(石油火力・廃止)と舞鶴発電所(石炭火力)である。兵庫・大阪・和歌山は南海トラフ巨大地震のリスクを抱えており、可能性は小さいだろう。

京都北部では反対運動が起き、宮津市長も舞鶴市長も反対を表明した。しかし原発にとっては死活問題であり、貯蔵施設の建設を止めるにはさらに大きな声にする必要がある。(当会常任世話人)



せんしゅう
連載: NO NUKES 千秋の想い⑧

**平和首長会議、非核宣言自治体協議会加盟
都市がまず行動を起こそう！**

**議員・理事者が原爆資料館で学び、議会で
被爆者の体験を聞く場を**

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局長）

戦後 70 年・被爆 70 年の夏、痛切に思いました。
被爆国日本の政府の姿勢を変えない限り、核兵器
廃絶への道は遠いだろう、と。

この春、開かれた N P T（核不拡散条約）再検
討会議で日本政府は有意義な最終文書を作るため
のイニシャチブをなんら発揮できず、逆にやった
ことと言えば、再検討会議開会のその日、同じニ
ューヨークで日米外務・防衛担当閣僚会合（2 プラ
ス 2）を開き、日米防衛協力のための指針（新ガイ
ドライン）に合意。文書の冒頭には「米国は引き
続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通
じ、日本に対して拡大抑止を提供する」と明記し、
日本がアメリカの「核の傘」の下に居続けること
を再確認したのです。

安倍晋三内閣は、新ガイドラインのもと、自衛
隊を地球規模で動かすための違憲立法・安保法制
関連諸法案を審議中の国会で、「ミサイルも核兵器
も、法律上は他国軍に提供できる弾薬だ」と答弁。
安倍首相は広島での平和祈念式典あいさつで国是
であるはずの「非核 3 原則」に言及せず物議をか
もしました。

こうした政府の核抑止力信奉を政権党が下支え
しています。毎日新聞が行った 2014 年衆院選候補
者アンケートで日本の核武装に関する考え方を聞
いた結果では、「今後の国際情勢によっては検討す
べきだ」と答えた人が 14%、「検討を始めるべきだ」
が 4%、「核兵器を保有すべきだ」が 2%いました。
自民党では「国際情勢によっては検討」が 30%に
達しました（毎日新聞 2014 年 12 月 6 日朝刊から）。

他にも気になるデータがあります。NHK が被

* * * * *

編集後記

★尋ねられると「まだ 2 さい」と答える孫（男子）を迎えに週 2 回いそいそと保育園に行く。予想を超えて巧みに表
現し、次々替え歌を創作しては飛び跳ね歌う知恵と体力に舌を巻く。この至福の時間が最近しばしばつぶされる。犯
人は暴走政治。原発問題の講演に加え、戦争法案阻止で集会・デモに頻繁に出向く。楽しみが減るのは悔しいが、孫の未来
をつぶされたらもっと悔しい。小さな笑顔を携帯に貼り付け、増える仲間と歩き歩いて心も体も元気である。（市川草人）

爆 70 年に合わ
せて行った世
論調査で、広
島と長崎に原
爆が投下され
た日付につい
て聞いたところ、正しく答
えられなかつ
た人がそれぞ
れ全国で 7 割
程度に上った
のです（注 1）。広島平和記念資料館（原爆資料館）
の 2014 年度の入館者概況（注 2）によると、外国
人数は増えていますが、修学旅行等団体の入館者数
は減少しています。被爆者の平均年齢は 80 歳を超
えました（注 3）。



慰霊碑の碑文「安らかに眠って下さい 過ちは 繰返させぬから」

潘基文・国連事務総長は N P T 再検討会議開会
に寄せたメッセージで、核軍備撤廃の緊急性を疑
う者に対して、被爆者の体験を聴くよう挑戦した
い、これらの勇気ある不屈の人々の目を直視し、
核兵器が何をもたらすのかもっとよく知るべきだ
と言いたいと述べました。日本政府を突き上げ
るためにも、地方から率先垂範、被爆の実相と向
き合う行動を。

そこで、ささやかながら冒頭のタイトルのような
提案をします。1500 を超える非核平和自治体の
理事者と議員が連れもって広島、長崎の資料館に
任期中一度は見学に行こう。議場に被爆者を招く
日を設け、大勢の市民とともに被爆体験を聴こう。

（注 1）NHK 放送文化研究所

<http://www.nhk.or.jp/bunken> H P 参照

（注 2）<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1429844421067/index.html> 参照

（注 3）<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049130.html> 参照

（当会常任世話人）